

仕様書

1 件名

令和7年度 食を通じた国際文化交流事業業務委託

2 目的

2025年大阪・関西万博（以下「万博」という。）には人・モノを呼び寄せる求心力と発信力があり、この力を大阪・関西、そして地域の成長を持続させる起爆剤にして、国内外の人的交流を拡大し、地域活性化を実現することが重要となっている。

「万博」は地球規模のさまざまな課題に取り組むために、世界中からたくさんの人やモノが集まる場であり、万博開催を前に韓国とベトナムを交流相手国として進めてきた、地域住民との交流などをさらに押し進め、今後も継続的に交流していくための仕組みを確実に構築していく必要がある。

そのため、区民の2割以上が外国籍住民であり、約80の国から集まった住民が暮らしている生野区の特徴を活かし、多文化共生への理解や国際交流の流れを加速させるとともに、引き続き国の「万博国際交流プログラム」※を活用した、食を通じた国際文化交流イベントや交流相手国関係者による講演会等を開催し、区内各種ネットワークの強化をはじめ、公民連携の手法を活用した相互理解の促進とまちのにぎわい創出を図る。

3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

大阪市生野区等

5 業務内容

区内の外国人住民は共に地域を支える一員であるという認識のもと、多様な生活・食文化がある生野区の魅力を活かし、中でも区内の外国人人口1位と2位の国である韓国・ベトナムを中心とする食を通じた国際文化交流イベントの開催や、多文化共生への理解促進・まちの魅力向上に取り組む。

実施時期や方法については、万博国際交流プログラム※の趣旨を踏まえ、かつ多くの市民が興味を持ち参加が期待できる企画提案とすること。

※プログラムの活用にあたっての交流要件

- ・ 万博参加国・地域のナショナルデーのイベント参加または万博参加国・地域のパビリオンの準備・運営に関わる者 との交流
- ・ 万博参加国・地域の関係者 との交流
- ・ 万博の企画・運営等に関わる日本側の万博関係者 との交流
- ・ 会期前・会期中・会期後にわたる継続的交流

参考) 内閣官房 HP「万博国際交流プログラムについて」／大阪市 HP「2025 年日本国際博覧会の開催」

【参考】区内の外国人住民の国籍別内訳（R6 年 9 月末時点）

	外国人住民人口	割合
韓国・朝鮮	18,344 人	62.8%
ベトナム	3,685 人	12.6%
中国	3,465 人	11.9%
ネパール	1,413 人	4.8%
ミャンマー	603 人	2.1%
フィリピン	270 人	0.9%
その他	1,422 人	4.9%
総 計	29,202 人	100.0%

※生野区人口 126,629 人

（１）食を通じた国際文化交流イベントの実施

万博会期中（契約締結日から 2025 年 10 月 13 日まで）と会期後（2025 年 10 月 14 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の期間において、韓国とベトナムを相手国とした次の事業を実施する。

対象国	万博会期中 ① 契約締結日～2025.10.13	万博会期後 ② 2025.10.14～2026.3.31
韓国	ア 食のイベント開催 イ 総領事館関係者による講演 ウ 日本国際博覧会協会関係者による講演 エ 相手国パビリオン訪問	ア 食のイベント開催 イ 市民向け文化・歴史の紹介 相互交流の場の提供
ベトナム	ア 食のイベント開催 イ 総領事館関係者による講演 ウ 日本国際博覧会協会関係者による講演 エ 相手国パビリオン訪問	ア 食のイベント開催 イ 市民向け文化・歴史の紹介 相互交流の場の提供

① 万博会期中（契約締結日から 2025 年 10 月 13 日まで）

（ア） 韓国又はベトナムの郷土料理を中心とした食のイベント開催（各国 1 回）

- ・ 食のイベントの開催場所については異なる 2 か所以上で実施するなど、区内全体への波及効果が得られるよう工夫すること。
- ・ 出店者の公募、出店場所等のコーディネートを行うこと。イベント出店者については、下記店舗等への参加協力を行う。地域活性化の観点から区内の飲食店に対して積極的に開拓・勧誘すること。

韓国とベトナムそれぞれの郷土料理を扱う料理店
交流相手国民が経営する多国籍な料理店
生野区内で営業している同種店舗等

（イ） 韓国及びベトナム総領事館関係者等による講演

食をはじめとしたそれぞれの文化紹介や共通課題への理解を深めるため、大使館や領事館関係者を招き、講演会・セミナー等（トークセッションなど）を開催する。

（ウ） 日本国際博覧会協会関係者による講演

万博の企画、運営等に関わる日本人等として、2025 年日本国際博覧会協会関係者を招き、講演会・セミナー等（トークセッションなど）を開催する。

（イ）（ウ） 共通

- ・ 講演については、韓国及びベトナム大使館・総領事館関係者等、日本国博覧会協会関係者についてそれぞれ少なくとも 1 回ずつ行うこととする。
- ・ 相手国別に(1)食を通じた国際文化交流イベント会場での同日開催も可とする。
- ・ 相手国民の招待や誘客を行い交流体験の機会を創出するなど、万博会期後も継続する国際交流を意識した企画内容となるよう提案すること。
- ・ 講演会・セミナー等（トークセッションなど）の出演者調整等については発注者が協力して行うものとする。（出演者の謝礼金等については受注者負担とする。）

（エ） 相手国（韓国及びベトナム）のパビリオン訪問

各パビリオンに 5 名～10 名程度を帯同し訪問する。パビリオンでの交流内容・移動方法等は提案によるものとする。参加者については発注者と協議して決定する。

② 万博会期後（2025 年 10 月 14 日から 2026 年 3 月 31 日まで）

（ア） 韓国又はベトナムの郷土料理を中心とした食のイベント開催（各国 1 回）

（イ） 韓国及びベトナムの文化や歴史を紹介し、相手国との相互交流の場を提供
食を通じた国際文化交流イベント会場での同時開催も可とする。

（２） 企画調整・運営業務

- ① 契約締結後、すみやかに実施計画書（業務内容、全体スケジュール等）を提出すること。イベント実施にあたっては必要な人員、設備などについて不測の事態にも迅速に対応できるよう運営体制計画（会場設営を含む）を事前に作成し、発注者と協議すること。
- ② 本委託業務を総括する責任者を置き、発注者と常時連絡が取れる体制とすること。
- ③ イベント実施において必要な施設及び設備を準備する際には、各種関係法令等を遵守し、必要な官公庁等への許認可行為を受注者の責任において漏れなく実施すること。
- ④ イベント来場者の混雑緩和・出演者等の導線をはじめ資機材等搬出入の安全を確保するため、警備及び避難等（駐輪場等の整備含む）に関し、受注者の責任において万全の体制で実施すること。万一、事故等が発生した場合は、速やかに発注者に報告し、来場者の健康と安全を最優先した対応を行うこと。
- ⑤ 本事業の運営にかかる損害賠償保険等、適切な保険に加入すること。
- ⑥ 発注者と協議の上、イベント開催場所周辺住民等に事前に事業説明（広報）を行い、それに伴う地元住民・地域団体との調整、騒音、苦情などの対策を実施すること。
- ⑦ イベント開催により発生するごみについては周辺道路・地域に散乱することのないよう発注者及び開催場所管理者等と事前調整のうえ対策を講じるほか、イベント終了後は開催場所の原状回復を行うこと
- ⑧ その他業務全般にかかる企画調整・管理運営に関し、発注者の求めに応じて、発注者と協議のうえ、対応すること

（３） 広報に関する業務

① PR 用広報資材の作成、行政プロモーションツールの活用

（ア） 事業実施に際し、区役所ホームページ、区役所広報紙、区役所 SNS 並びに万博と生野区の魅力発信サイト「IKUNO TO GO」に掲載するための広報記事（1 分程度の動画可）を作成し、肖像権の許諾や著作権等の処理を行なったうえで発注者へ提供すること。

(イ) 上記のほか万博PRグッズ等の活用などを希望する場合は、広報計画・内容を提示のうえ、事前に発注者と協議すること。

② 他のイベント・団体等との連携広報

(ア) 万博と生野区の魅力発信サイト「IKUNO TO GO」を活用するなど、当区が実施する「EXPO いくのヒートアッププロジェクト」プロモーション事業との連携を図るため、定期的に発注者と協議を実施し、万博の機運醸成に相乗効果を図ること。

(イ) 生野区内の飲食店や商店街等とも連携し、広報、PR 活動を行うこと

③ 国内外からの来場者向けに案内サインやインフォメーション等については、多言語及びやさしい日本語での対応を検討すること

④ 記録写真等の提供

万博会期後まで継続する国際交流プログラムの一環であることから、イベントの様子を写真及び動画により記録し、肖像権の許諾や著作権等の処理を行なったうえでDVD-R 等により納品すること（動画は 1 本につき 2 分程度に編集したもの）。なお、成果物の所有権及び著作権は、納品をもって発注者に帰属するものとする。

(4) 来場者数等の集計及びアンケートの実施

来場者数の集計を行うとともに、来場者、出店者等に対してアンケートを実施し、結果をとりまとめること。アンケート実施に当たっては、今後の取組みの方向性について効果検証が行えるよう設問設計を工夫し、事前に発注者の承認を得た上で実施すること。

6 収入の取扱いについて

- ① 受注者は本委託事業における収益から利益を得ないこと。
- ② 一般のイベント参加費は無料を原則とする。
- ③ 出演者の謝礼金等については受注者負担とする。
- ④ 本委託業務に必要な資機材、運営スタッフ等にかかる経費、開催場所の使用料や光熱水費などの費用は受注者の負担とする。
- ⑤ 地方交付税措置による万博国際交流プログラム対象事業であるため、契約上限額の範囲内で事業目的に沿うプログラムを実施するものとする。発注者は契約金額以外の費用を負担せず、委託料の増額は行わない。

ただし、参加者サービスの向上や事業内容充実のために受注者が直接出店料等を徴収し、事業費に充当することで企画内容の充実を図る場合（参加者に還元される実費相当分等）は契約金額を超える部分の経費に充当することができる。また、

協賛等の申し出があった場合は、受け入れや適正な会計処理方法について発注者と協議し決定するものとする。

7 災害時等の対応

イベント期間中に大阪市内に「暴風警報」若しくは大雨等の「特別警報」が発令される可能性がある場合、交通機関の計画運休が発表された場合又は地震その他災害発生した場合等に備え、あらかじめ中止等の判断基準を作成し、発注者と協議のうえ承認を得ること。これらの場合が生じる恐れがあるときは、速やかに発注者と協議を行い、発注者の指示に従い、必要に応じた措置を行うこと。屋外での実施については、雨天時でも円滑に業務が実施できるよう雨天も想定したプログラムを事前に検討すること。

8 その他

その他本業務の遂行に必要な事務・作業について、発注者と調整のうえ、対応すること

9 事業報告

- (1) 定期的に打ち合わせを行うこと。また、打ち合わせ後は速やかに記録を作成し、発注者へ報告すること。
- (2) 委託業務終了後、発注者が指定する方法により委託事業完了報告書を提出すること。
また、本委託業務について受注者独自の SNS 発信や WEB サイトへの掲載等があれば閲覧数等を発注者の求めに応じて報告すること。

10 再委託について

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先等を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、

これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が 500 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

11 その他

- (1) 本仕様書及び契約書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者において十分に協議し決定すること。
- (2) 受注者は、業務実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。なお、取得した個人情報及び法人情報は、本市に帰属するものとし、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）を踏まえて適正に管理すること。
- (3) 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を遵守すること。
- (4) 受注者は、従事者が様々な人権問題について正しい認識を持って業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。